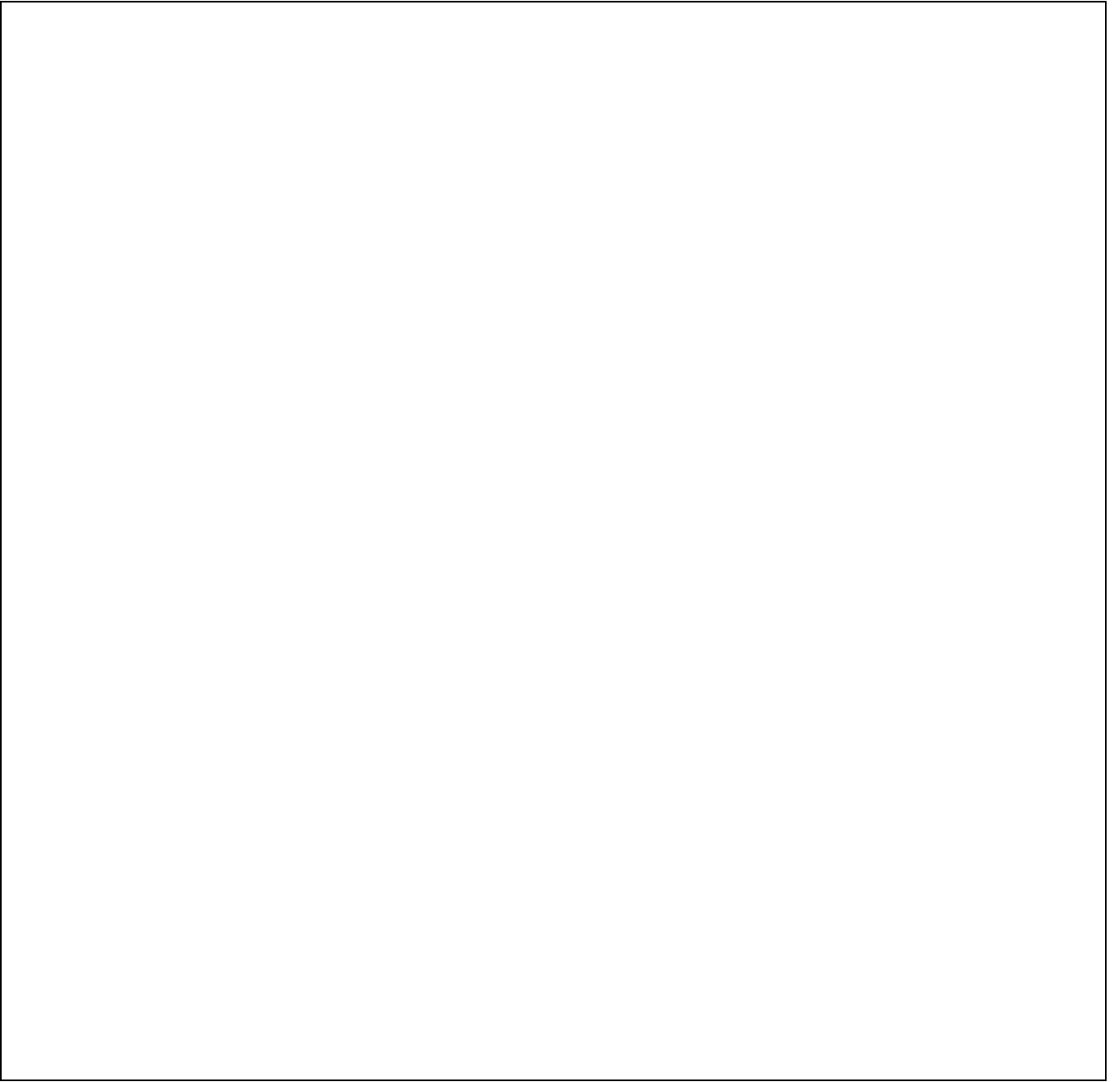


会議（打合せ）報告書

会議(打合せ)の名称 又は議題	令和2年第2回 議会運営委員会		
報告者職氏名	主査 萩原 靖殖		
日 時	令和2年2月6日 午前10時	場 所	市役所本庁舎4階 中委員会室
出席者	出席者 血脇敏行委員長、柴田圭子副委員長、古澤由紀子委員、石井恵子委員、植村 博委員、中川勝敏委員、田中和八委員、秋谷公臣委員 長谷川議長、伊藤副議長 執行部 市長、宇賀総務部長 議会事務局 石井局長、東山主任主事、萩原		
【会議の概要】 議題 (1) 令和2年第1回白井市議会定例会について ① 提案予定の議案等について ② 会期日程及び議事日程について (2) その他 《決定事項等》 (1) 令和2年第1回白井市議会定例会について ○ 会期は、2月13日から3月23日までの40日間に決定。 ○ 議事は、議案20件。一般質問は15人 29項目の質問。 ・一般質問 18日4人 19日4人 21日4人 25日3人に決定。 ○ 請願、陳情関係は、陳情1件の提出 ・陳情第1号については、「議長報告」とすることに決定。 ○ 今期定例会に上程される議案の付託委員会は、「議案付託表」のとおり。 ○ 議案第8号及び議案第20号は、案件につき、初日採決とすることと決定。 ○ 大綱的質疑、新年度予算の総括質疑の通告は2月18日（火）正午までに提出と決定。 (2) その他 ○ 委員長から ・プロジェクターの使用にかかる注意喚起のため、2月25日の本会議終了後、デモンストレーションを行うこととし、その旨を本日午後の議員全員協議会において、先般指摘のあった使用基準の訂正分の配布とともに説明を行う。 —閉会 午前10時36分—			



開会 10:00

・石井事務局長

おはようございます。定刻となりました。会議に先立ちまして血脇委員長よりご挨拶をお願いいたします。

・血脇委員長

皆様おはようございます。令和2年の第1回の議会定例会ということで、議案が盛り沢山と、今日の議運も2時間ぐらいかかるのかな、なんて思ってるんですが、速やかな審議をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

・石井事務局長

次に、会議にご出席いただきました笠井市長よりご挨拶をお願いいたします。

・笠井市長

皆さんおはようございます。本日はお忙しいなか、令和2年第1回市議会定例会に関わる議会運営委員会を開催いただきありがとうございます。

第1回市議会定例会は2月13日午前10時に招集させていただきますので、よろしくお願いいたします。

市から提案いたします案件については、専決処分についての報告が2件、議案としては、白井市森林環境譲与税基金条例の制定など、条例に関する案件が7件、和解及び損害賠償の額の決定に関する案件が1件、白井市道路線の認定に関する案件が1件、平成31年度一般会計及び各特別会計の補正予算が4件、令和2年度一般会計及び各特別会計の当初予算が6件、和解に関する案件が1件の計20議案となります。議案の概要につきましては、この後総務部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

・石井事務局長

ありがとうございました。それでは、委員会会議につきまして、議事等につきまして血脇委員長、お願いいたします。

・血脇委員長

ただいまの出席は8名でございます。委員会条例第16条の規定により、定足数に達しておりますので、これより令和2年第2回議会運営委員会を開会いたします。本日の会議は、お手元に配付の議題の通りでございます。

議題1、令和2年第1回白井市議会定例会について、①提案予定の議案等について、を議題といたします。執行部より今定例会に提案予定されている議案の内容について説明を求めます。

・宇賀総務部長

おはようございます。今議会に市が提案いたします案件について、ご説明致します。宜しくお願い致します。着座にて説明させていただきます。

令和2年第1回白井市議会定例会に市が提案いたします案件につきましては、ただいま市長の挨拶の中で説明がございましたが、報告案件が2件、議案は、条例の新規制定に係る条例が1件、条例の一部改正に係る条例が6件、和解及び損害賠償の額の決定に係る案件が2件、市道路線の認定に係る案件が1件、平成31年度予算の補正が4件、令和2年度予算が6件、併せて20議案22案件となります。誠に申し訳ございませんが、提案いたします議案のうち、議案第8号及び議案第20号につきましては、和解関係の案件となりますので、初日採決をお願いしたいと思います。

それでは、配布いたしました令和2年第1回市議会定例会議会運営委員会の資料に沿って議案等の提案理由及び概要についてご説明致します。まず1ページをご覧ください。

報告第1号、専決処分について、議会の議決により専決の指定をされている一件100万円以下の損害賠償の額の決定について、1月30日に専決処分を行ったので報告するものでございます。

主な内容と致しましては、令和元年9月8日から9日の台風15号により、白井市富士市先の特別保全緑地第3号内の木が複数本倒れ、相手方の敷地内のフェンスが損傷したものでございます。

損害賠償の額、33万円、賠償の相手方、白井市在住の個人一人でございます。示談日は令和2年1月30日でございます。

続きまして報告第2号、専決処分について、議会の議決により専決の指定をされている一件100万円以下の損害賠償の額の決定について、1月30日に専決処分を行ったので報告するものでございます。

主な内容につきましては、令和元年10月12日から13日の台風19号により、白井市木地先の「所沢市民の森」内の木が一本折れ、相手方の敷地内の鋼板囲いが損傷したものでございます。

損害賠償の額、99,000円、賠償の相手方、白井市在住個人一人で、示談日は令和2年1月30日でございます。

つづきまして議案第1号、白井市森林環境譲与税基金条例の制定について、白井市森林環境譲与税基金を創設するため、条例を制定するものでございます。主な内容でございますが、新たに森林環境譲与税が創設され、地方公共団体に森林環境譲与税が交付されたことから、これを翌年度以降の森林の整備及びその促進に要する経費の財源に充てるため、新たに白井市森林環境譲与税基金を創設するものでございます。

条例の施行期日は公布の日施行でございます。

2ページをご覧ください。

議案第2号、白井市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、白井市行政組織の再編に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

主な内容ですが、組織の再編に合わせて総務部の行政改革に関する事、契約及び工事検査に関する事、統計調査に関する事を企画財政部へ移行し、企画財政部のしるいの魅力発信に関する事を総務部へ、同じく企画財政部の男女共同参画社会の推進に関する事を市民環境経済部へ移行するものでございます。

施行期日は、令和2年4月1日施行でございます。

議案第3号、白井市附属機関条例の一部を改正する条例の制定について、白井市西白井コミュニティプラザの建設の完了に伴い、西白井地区コミュニティ施設建設準備委員会を廃止するため、条例の一部を改正するものでございます。

主な内容は、白井市の附属機関として定めている西白井地区コミュニティ施設建設準備委員会を廃止するものでございます。

施行期日は、公布の日施行でございます。

議案第4号、白井市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、労働安全衛生法の改正により産業医の活動等が強化されたことに伴い、産業医の報酬を見直すため条例の一部を改正するものでございます。

主な内容は産、業医の報酬を月額26,000円から、年額6万円と月額3万円に改めるものでございます。

施行期日は令和2年4月1日施行でございます。

議案第5号、白井市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正に伴い、新たに手数料を徴収するため条例の一部を改正するものでございます。

主な内容は、低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料に、共同住宅の共用部分を計算しない簡易な評価方法が追加されたことに伴い、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料及び低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料に、手数料の額の規定を追加するものです。建築物エネルギー消費性能認定申請手数料にモデル住宅を用いた簡易の評価方法が追加されたことに伴い、手数料の額の規定を追加するものでございます。建築物エネルギー消費性能認定申請手数料に共同住宅の共用部分を計算しない簡易な評価方法が追加されたことに伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料、建築物エネルギー消費性能認定申請手数料に手数料の額の規定を追加するものでございます。

施行期日は、公布の日施行となります。

議案第6号、白井市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、保健福祉センターの有効活用を図るため利用者の範囲等について条例の一部を改正するものでございます。

主な内容は、保健福祉センター内における地域福祉センターの施設について、市内の一般団体や市民個人に利用範囲を拡大し、有効活用を図り、利用料金を徴収するものでございます。

また、障害者地域活動支援センターについて、会議室を市内の一般団体に利用範囲を拡大するため、地域福祉センターへ所管替えし、併せて有効活用を図り、同様に利用料金を徴収するものでございます。

施行期日は、令和2年10月1日施行でございます。

議案第7号、白井市重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、千葉県の子供医療給付費医療給付改善事業費補助金交付要綱が改正されることに伴い、重度心身障害者医療費助成の受給権者の要件を見直すため、条例の一部を改正するものでございます。

主な内容は、4ページになります。

令和2年8月1日から千葉県の重度心身障害者児医療給付改善事業において、精神障害者保健福祉手帳の障害程度1級のものが対象となることに伴い、受給権者の範囲を見直すものでございます。

施行期日は、令和2年8月1日施行でございます。

議案第8号、和解及び損害賠償の額の決定について、台風15号の影響による庇損傷事故について、和解及び損害賠償の額の決定をしたいので、議会の議決を求めるものでございます。

主な内容は、令和元年9月8日から9日の台風15号により、白井市堀込地先の市道21-102号線の街路樹が倒れ、隣接する建物の庇に損傷が生じたものでございます。

損害賠償の額は、1,031,800円、賠償の相手方は、白井市在住の個人2人、白井市に事業所のある2法人でございます。

議案第9号、白井市道路線の認定について、市道路線を認定するため提案するものでございます。

主な内容は、認定路線一般道3路線でございます。

議案第10号、平成31年度白井市一般会計補正予算第12号、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,238万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ

206億5609万9千円とするもの、障害者計画等策定事業及び法定外道路現況調査事業に係る継続費を変更するもの、被災農業者支援に要する経費他5事業に係る繰越明許費を追加するもの及び旧学校給食共同調理場アスベスト除去事業の他4事業に係る地方債の限度額を追加及び変更するもの。

補正予算の主な内容は、事業費の確定や決算見込等に伴い、所要額を補正するものでございます。

議案第11号、平成31年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算第4号、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,326万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ62億1,966万5千円とするもの。

歳入歳出補正予算の主な内容は、事業費の確定や決算見込等に伴い、所要額を補正するものでございます。

議案第12号、平成31年度白井市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算第5号、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,582万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ37億5,950万3千円とするもの及び第8期高齢者福祉計画介護保険事業計画策定事業に係る計画費を変更するもの。

歳入歳出補正予算の主な内容は、事業費の確定や決算見込み等に伴い、所要額を補正するものでございます。

議案第13号、平成31年度白井市後期高齢者医療特別会計補正予算第3号、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,491万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ7億2,370万7千円とするもの。

歳入歳出補正予算の主な内容は、事業費の確定や決算見込等に伴い、所要額を補正するものでございます。

議案第14号から、令和2年度の当初予算になります。

議案第14号、令和2年度白井市一般会計予算、歳入歳出予算総額は、198億8,845万3千円、対前年度比1億8,634万4千円の増、0.9%増でございます。

議案第15号、令和2年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定予算、歳入歳出予算総額は、58億5,128万5千円、前年度比3億3,014万円、5.3%減でございます。

議案第16号、令和2年度白井市介護保険特別会計保険事業勘定予算、歳入歳出予算総額38億9,615万5千円、年度比2億3,573万2千円、6.4%増となります。

6ページに移りまして、議案第17号、令和2年度白井市後期高齢者医療特別会計予算、歳入歳出予算総額は、7億7,341万9千円、前年度比8,364万6千円、12.1%の増でございます。

議案第18号、令和2年度白井市水道事業会計予算、収益的収入及び支出、収入及び支出予算額5億9,663万5千円、前年度比で2,726万7千円、4.4%の減でございます。

資本的収入及び支出、資本的収入予算額1億4,303万3千円、前年度比1億3,299万6千円、48.2%の減でございます。資本的支出予算額1億8,362万9千円、前年度比1億3,419万1千円、42.2%減でございます。

議案第19号、令和2年度白井市下水道事業会計予算、公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上を図るため、令和2年度予算から公営企業会計移行するものでございます。

収益的収入及び支出、収入及び支出予算額 1 億 5, 423 万 8 千円、資本的収入及び支出、資本的収入予算額 2 億 7, 235 万 5 千円、資本的支出予算額 3 億 6, 935 万 6 千円でございます。

議案第 20 号、和解について、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に伴う損害賠償請求について、原子力損害賠償紛争解決センターから提示された和解契約書案に基づき、東京電力ホールディングス株式会社と和解するため提案するものです。和解の相手方、東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号、東京電力ホールディングス株式会社、代表執行役員社長小早川智明、和解額 93 万 5, 100 円、7 ページに行きまして、和解の内容でございます。1 としまして、申立人と被申立人は、本件について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。2、被申立人は、申立人に対し、和解金として 93 万 5, 100 円の支払義務があることを認める。3、被申立人は、申立人に対し、前項記載の和解金 93 万 5, 100 円を、申立人が署名押印した和解契約書原本を被申立人が受領した日の翌日から、21 日以内に申立人が指定する口座に振り込む方法で支払う。

なお、振込手数料は被申立人の負担とする。4、申立人は、被申立人に対し、除染経費に関し交付金、助成金その他名目の如何を問わず、国や県に対する請求を行わないことを約束する。5、被申立人は申立人が除染経費について、被申立人から支払を受けた事実を証するために、必要のあるときは、国や県に対し、当該事実及び申立人の名称・住所・連絡先等の情報を必要な範囲内で提供することができる。6、申立人と被申立人は、以下の点を相互に確認する。ア、本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して、別途損害賠償請求することを妨げない。イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。7、本件に関する手続き費用は、各自の負担とする。

以上が、今定例会に提案する議案内容の説明となります。

なお、本日、議員全員協議会の開催をお願いしているところでありまして、案件といたしまして、第 2 回 ADR の仲介による東京電力ホールディングス株式会社との和解について、令和 2 年度白井市行政組織体制について、白井市国土強靱化地域計画の策定について、令和 2 年度当初予算における構成の変更等について、保健福祉センターの有効活用について、専決処分報告について、こちら 2 件でございます。台風 15 号における損害賠償について、県道千葉ニュータウン北環状線神々廻地先 2 号交差点の暫定改良工事について、工業団地アクセス道路の整備状況について、道路改良工事、こちら富士地先でございますが、こちらの不具合についての 11 件の説明を予定しているところでございます。

以上で説明を終わります。

・血脇委員長

ありがとうございました。以上で説明が終わりましたが、只今の説明について補足説明を求めたい方はいらっしゃいますか。はい、それでは補足説明なしということで、それではここで市長及び執行部の方、退席となります。お疲れ様でした。

次に、議会事務局長より請願、陳情、一般質問等、会期中に議題となる件について説明をお願いいたします。石井事務局長。

・石井事務局長

はい、それでは請願、陳情、一般質問について説明させていただきます。

まず請願につきましては、今定例会審査に係る提出はございませんでした。

次に、陳情につきましては、お手元に配布の陳情受理一覧表をご覧ください。今回、市外からの陳情1件が提出されております。市内からの陳情は提出はございませんでした。

受理番号第1号、令和2年1月21日、次期中学校歴史教科書採択に関する陳情、陳情者は齊藤公彦さん、住所、市原市大坪1060-10、陳情事項は1項目です。

「次期中学校歴史教科書は、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛すると共に、他国を尊重し国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことに即した採択を願う。」というものでございます。

続きまして、一般質問についてでございます。お手元でございます一覧表をご覧くださいければと思います。

今回15名の議員さんから通告を頂いております。通告は29項目となっております。

以上でございます。

・血脇委員長

以上で、事務局長より説明が終わりましたが、只今の説明について補足説明を求めたい方はいらっしゃいますか。よろしいですか。それでは、次に議長より請願、陳情の取り扱い及び議案の付託委員会について説明をお願いいたします。

・長谷川議長

それではまず、陳情に関してですけれども、市外の方からの陳情となりますので、議長報告にしたいと思います。

それから、付託委員会についてはですね、令和2年第1回の定例会議案付託表（案）をご覧ください。

総務企画常任委員会に、1号、2号、3号、4号、5号、教育福祉常任委員会に6号、7号、11号、12号、13号、15号、16号、17号、都市経済常任委員会に9号、18号、19号、そして、各常任委員会に補正予算の第10号、そして14号を付託したいと思います。

そしてですね、本会議のほう、先程説明のありましたように、8号と20号については、初日採決でお願いしたいと思っております。以上でございます。

・血脇委員長

只今、議長より説明がありました、請願、陳情の取り扱い及び議案の付託委員会について、ご意見はございますか。意見はないものと認めます。

陳情第1号の取扱いについては、議長報告とすることにご異議ございませんか。異議なしと認め議長報告とすることに決定いたしました。

次に、議案の付託委員会については、議長の説明のとおり決定することに、ご異議ございませんか。異議なしと認め、議長の説明の通り、所管の委員会に付託することに決定いたしました。次に、②、会期日程及び議事日程について、を議題といたします。事務局長より会期日程（案）及び議事日程（案）について説明を求めます。石井事務局長。

・石井事務局長

それでは、会期日程及び議事日程について、説明させていただきます。

お手元に配付の会期日程等をご覧いただきたいと思います。会期につきましては、2月13日から3月23日までの40日間としております。

始めに、2月13日につきましては、会議録署名議員の指名から、諸般の報告の後、報告第1号から議案第20号についてまで一括上程、市長の提案理由の説明及び報告の後、議案第1号から議案第20号まで議案内容の説明となります。

次に、議案第8号及び議案第20号につきましては、和解案件で緊急を要する案件ということで、初日採決をお願いいたします。

次に、一般質問につきましては、2月の18日4名、19日4名、21日4名、25日3名でお願いしたいと思います。また、18日につきましては、大綱的質疑及び令和2年度当初予算の総括質疑の締め切り、正午となります。

次に、議案第1号から議案第7号及び議案第9号から議案第13号までの大綱的質疑、委員会付託、そして令和2年度予算の議案第14号から議案第19号までの総括質疑、委員会付託となります。

27日から3月11日につきましては、令和2年度予算審査を含め、各常任委員会の開催をお願いしたいと思います。委員会終了後、最終日を3月23日をお願いしたいと思います。

以上が、会期日程案となります。

続きまして、議事日程でございます。お手元の議事日程案をご覧いただきたいと思います。

こちらは、会期中議題となる案件を一覧にしたものでございます。

日程第一として会議録署名議員の指名から、会議決定諸般の報告、専決処分の報告が終わりまして、日程第6、議案第1号から日程第25、議案第20号までの説明、そして日程第13、議案第8号及び日程第25、議案第20号の和解案件について、質疑、討論、採決をお願いしたいと思います。

次に、陳情1件、一般質問を記載しているところでございますが、陳情につきましては、先ほど議長報告と決定していただきましたので、議事日程の方からは削除する予定でございます。

以上が議事日程案でございます。

・血協委員長

ただいま説明のありました、会期日程案及び議事日程案について、質疑はございませんか。よろしいですか。質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。議会事務局長より説明のあった会期日程案及び議事日程案については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。異議なしと認め、原案のとおり決定することにいたします。

続きまして、議題の2、その他について、を議題といたします。委員の皆様から何かございますか。よろしいですか。次に議長からありましたらお願いをいたします。それでは、すいません。私の方から1点、皆さんにご承知いただきたいと思うことをちょっと。

6月議会から、プロジェクターの使用ということで決定をさせて頂いているところですが、昨日ちょっとプロジェクターで映し出したり、色々と確認をさせて頂きました。

そうしたところ、議員皆様にしっかりと認識をしておいていただきたい部分等があるですね。注意を図っていただかなくてはならない部分がございます。2月の25日ですが、一般質問の終了後に実際にデモンストレーションをやってみたいと考えております。

本日の全員協議会の中で、あの基準、先般、岩田議員の方からも提案があったものも含めて、基準を皆様に配布させて頂きながら、2月の25日にデモを行うというようなお話をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、全員協議会において2月の25日にデモンストレーションを行う旨のアナウンスをさせていただきます。私のほうからは、以上です。

事務局から何かございましたらお願いいたします。

他に何かございますか。

ないようですので、以上で本日の議題はすべて終了いたしました。よって、議会運営委員会を閉会いたします。慎重なるご審議賜りましてありがとうございました。ご苦勞様でした。

閉会 10:36